

# カスタムポリシーアップデート

(税関の重要政策と最新動向)

2016年11月

## 自動車の消費税調整に関する通知

財務部は、2016年11月30日付けで合理的な消費、所得再分配機能の強化、省エネルギー・排出削減を促進させるため国务院承認を得て自動車輸入の段階で消費税を調整する公告「財税[2016]129号」を公布した。同公告によって自動車の課税対象税目に超高級車が追加された。超高級車とは、1台当たり小売販売価格が130万人民币元以上(増値税含まず)の乗用車及び中・軽型商用車を指し、小売段階における通常の税金に加えて販売価格の10%を消費税として徴収する。また「財関税[2016]63号」によって在外中国大使館・領事館職員、在中外国公館・同職員、中国常住の外国人が個人使用目的で輸入、或いは政府間協議・取り決めに基づく場合も消費税の課税対象となる。この際、課税価格が130万人民币以上の超高級車の消費税は生産(又は輸入)段階における徴収に加えて、小売段階でも10%の消費税を徴収し、税関が徴税代行する。上記公告は2016年12月1日より施行される。

## 機電、精製油など製品輸出還付率の引上げに関する通知

財務部は、2016年11月4日付けで国务院承認の公告「財税[2016]113号」を公布した。同公告によってカメラ、ビデオカメラ、エンジン、ガソリン、航空灯油、ディーゼル製品の輸出還付率が17%に上げられる。同公告は2016年11月1日より施行される。

## 「中華人民共和国輸出入税則本国細目の注釈(2016年の追加・調整項目Ⅱ)」の公布に関する公告

税関総署は、2016年11月18日付けで輸出入貨物の荷送人・荷受人及び代理人が「中華人民共和国輸出入税則」に従って輸出入貨物の商品分類を正確に申告するための最新基準及び技術を前提にした「総署公告[2016]65号」を公布し、「中華人民共和国輸出入税則本国細目の注釈」に内容を補足した。

注記:世界税関機構(WCO)は「商品の名称及びHSコード協調制度」を改定した。2012年版の「協調制度」に比べ2017年版は合計242項目の修正が行われた。今回「協調制度」の改定ポイントは世界的にも関心の高い環境、社会関連事項で主に食糧安全及び環境保護である。また関連する注釈、項目、細目及び品目に対しても調整を行った。

## 「商品分類事例照合システム」の試験的稼働に関する公告

税関総署は、2016年11月24日付けで「総署公告[2016]66号」を公布して「商品分類事例照合システム」の試験稼働のために「分類事例を照合できる機能」を付け加えた。これにより荷送人・荷受人及び代理人が税関に輸出入貨物を申告する場合には当該機能を利用して自社の輸出入商品と類似する分類事例データから商品分類と申告が行える。同公告は2016年11月24日より施行される。

## 加工貿易用に輸入した消耗品管理を規範化する公告

税関総署は、加工貿易用に輸入した消耗品管理の一貫性の確保及び規範化するため、2016年11月28日付けで「総署公告[2016]67号」を公布して消耗品に対する保税方式の監督管理を規定した。同公告は2017年1月1日より施行される。加工貿易企業が消耗品を輸入する場合には企業の性質、貿易形態(進料加工、来料加工)、個別申告の輸入か否かは制限されない。ただし、輸入した消耗

品が加工貿易禁止類商品目録に追加された場合には加工貿易制限商品として管理され、保税方式に基づく監督管理は行われない。消耗品又はその使用製品が中国国内販売となった場合には税関は当該消耗品に対して課税及び延滞利息を徴収する。

## 税関の特殊監督管理地域における国内委託加工業務の展開に関する公告

税関総署は、2016年11月29日付けで税関の特殊監督管理地域における国内委託加工業務管理を規範化するため「総署公告〔2016〕68号」を公布した。同公告によると、税関特殊監督管理地域内企業（以下「区内企業」）が国内委託加工業務を行う場合には国内委託加工業務専用の電子帳簿（H帳簿）を備え、国内委託加工業務用の貨物をその他の保税貨物と区別して管理、保管しなければならない。国内委託加工業務に使用される原材料・部品は、原則的に税関特殊監督管理地域外の企業（以下「区外企業」）から支給される。区内企業の保税原材料・部品を使用する場合には事前に税関に届出る。国内（区外）企業から区内に搬入かつ国内委託加工業務に使用される原材料・部品は、輸出関税の課税対象に該当するため企業は保証金を支払わなければならない。同公告は公布日即日から施行される。

## 逆委託加工貿易関連事項に関する公告

税関総署は、2016年11月28日付けで逆委託加工貿易貨物の監督管理を規範化するため「総署公告〔2016〕69号」を公布した。同公告は税関が帳簿管理方式により逆委託加工貿易貨物を監督管理し、かつ提出すべき書類を明確にした。同時に税関総署から逆委託加工貿易の貨物輸出及び再輸入の同一税関への申告ならびに申告手続きを説明している。同公告は2016年11月30日より施行される。

## 税関特殊監督管理地域帳簿の「1回の届出による複数回の使用」に関連する公告

税関総署は、2016年11月30日付けで「総署公告〔2016〕70号」を公布した。同公告によると、税関特殊監督管理地域内企業（以下「区内企業」）が税関特殊監督管理地域の管理システムに基づいて帳簿を届出する場合、その手続は税関特殊監督管理地域の管轄税関に、企業情報、搬出入貨物などの関連情報を一括して届け出るとともに、許可後は税関関連業務の帳簿を繰り返し使用できることを明確にした。同公告は公布日即日より施行される。

## 税関特殊監督管理地域内でコモディティ現物保税取引の監督管理に関する公告

税関総署は、2016年11月30日付けで税関特殊監督管理地域におけるコモディティの現物保税取引業務の展開を規範化するため「総署公告〔2016〕71号」を公布した。同公告によると、現物取引の貨物の種類別に現物市場の運業者又は委託第三者の倉庫証券公示機構は事前に税関に届出なければならない。国内外の税関特殊監督管理地域外（以下「区外」）から引渡倉庫に搬入されるコモディティは、現行の貨物輸出入規定に従い税関手続きを行わなければならない。なお、コモディティは引渡倉庫内の指定場所に配置して明瞭に標識表示しなければならない。同公告は公布日即日から施行される。

## 税関特殊監督管理地域で保管貨物のステータス別監督管理に関連する公告

税関総署は、2016年11月30日付けで「総署公告〔2016〕72号」を公布した。同公告によると、税関特殊監督管理地域内企業（以下「区内企業」）が非保税の保管貨物を取り扱う場合には管理委員会の審査・承認を得た後に税関申告しなければならない。税関は関連規定に従って区内企業及び同保管貨物の物流、商流及び情報調査を実施する。同公告は公布日即日より施行される。

## 税収徴収管理方法改革パイロットプログラムの適用範囲の拡大に関する公告

税関総署は、2016年11月30日付けで税収徴収管理方法改革を促進するため「総署公告〔2016〕73号」を公布し、税収徴収管理方法改革パイロットプログラムの適用範囲を拡大させる。これは長江経済ベルトエリアの税関（上海、南京、杭州、寧波、合肥、南昌、武漢、長沙、重慶、成都、貴陽、昆明の税関、以下同様）の管轄区域内の港灣を経由して輸入する場合で、かつ通関書類が長江経済ベルト地帯の税関に対しペーパーレス化の申告となる場合には「中華人民共和国輸出入税則」第84、85、90章に記載する商品が対象である。同公告は2016年12月1日より施行される。

上述の加工貿易保税監督管理に関する税関総署公告の分析は、KPMG 中国が2016年12月8日に刊行したチャイナタックスアラート「中国税関が加工貿易の革新的発展に向けた新政策を公布」に記載されています。詳細は下記リンク（中国語版）をご参照ください。

<https://home.kpmg.com/cn/zh/home/insights/2016/12/china-tax-alert-36.html>

## Contact us お問い合わせ先

### Northern China 華北地域

Naoko Hirasawa 平澤尚子

Partner パートナー

Email: [naoko.hirasawa@kpmg.com](mailto:naoko.hirasawa@kpmg.com)

Tel: [+86 \(10\) 8508 7054](tel:+86(10)85087054)

### Central and Eastern China 華中・華東地域

Jie Xu 徐潔

Partner パートナー

Email: [jie.xu@kpmg.com](mailto:jie.xu@kpmg.com)

Tel: [+86 \(21\) 2212 3678](tel:+86(21)22123678)

### Sothern China 華南地域

Vivian Chen 陳蔚

Partner パートナー

Email: [vivian.w.chen@kpmg.com](mailto:vivian.w.chen@kpmg.com)

Tel: [+86 \(20\) 3813 1198](tel:+86(20)38131198)

[kpmg.com/cn](http://kpmg.com/cn)

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2016 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. © 2016 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.